

発議第2号

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の早期成立を求める意見書案

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の早期成立を求める意見書を参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、厚生労働大臣及び防衛大臣宛て提出するものとする。

平成27年12月14日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田正人

井上直樹

中尾友紀

姫田高宏

山本忠相

林隆一

## 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の早期成立を求める意見書案

今日の我が国の平和と発展は、さきの大戦において戦没された先人たちの尊い犠牲の上に成り立っており、将来にわたって戦争の惨禍を後世に伝え、恒久的な世界平和の貢献に最大限努めていかなければならない。

さきの大戦では、300万人を超える国民の生命が失われ、海外で戦没された同胞は約240万人にも及んでおり、本市においても遺族会に報告されている戦没者が6,000余柱存在している。

約113万柱の御遺骨はいまだに収集されておらず、今なお、多くの御遺骨が家族のもとに還ることなく眠っている。

戦没者遺骨収集帰還事業は、さきの大戦から70年を経てもなお、帰還できていない沖縄、硫黄島、強制抑留者、海外戦没者、全ての御遺骨の収集を果たし、戦争という時代に翻弄された御遺族のもとへ、愛する故郷へ、帰還していただく人道的事業である。

よって、国においては、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の早期成立を図るとともに、成立後の責務を積極的に果たすよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。